

沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

改 正 前

(控除対象揮発油に係るエタノールの数量に相当する数量の算出)

第十七条 令第七十四条の第二十一項第二号に規定する財務省令で定める数値は、同項第一号に掲げる控除対象揮発油(同条第二項に規定する控除対象揮発油をいう。)につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値とする。ただし、当該数値が明らかでないときは、百分の〇・七とする。

- 一 バイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノール(それぞれ租税特別措置法第八十八条の七第一項第一号又は第二号に規定するバイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノールをいう。次条第一号において同じ。)が混和されたもの 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号)第十条第九項に規定する数値

- 二 エチルターシャリーブチルエーテル(租税特別措置法第八十八条の七第一項第三号に規定するエチルターシャリーブチルエーテルをいう。以下この号及び次条第二号において同じ。)が混和されたもの 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十条第五項に規定する試験方法により測定した場合におけるエチルターシャリーブチルエーテルの数値に〇・四二三七を乗じて得た数値

(課税対象揮発油に係るエタノールの数量に相当する数量の算出)

第十八条 令第七十四条の第二十二項第四号に規定する財務省令で定める数値は、同項第三号に掲げる課税対象揮発油(同条第二十一項に規定する課税対象揮発油をいう。)につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数値とする。ただし、当該数値が明らかでないときは、百分の〇・七とする。

- 一 バイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノールが混和されたものの 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十条第九項に規定する数値

二 省 略

(控除対象揮発油に係るエタノールの数量に相当する数量の算出)

- 一 バイオエタノール(租税特別措置法第八十八条の七第一項第一号に規定するバイオエタノールをいう。次条第一号において同じ。)が混和されたもの 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則(昭和五十二年通商産業省令第二十四号)第十条第九項に規定する数値

- 二 エチルターシャリーブチルエーテル(租税特別措置法第八十八条の七第一項第二号に規定するエチルターシャリーブチルエーテルをいう。以下この号及び次条第二号において同じ。)が混和されたもの 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十条第五項に規定する試験方法により測定した場合におけるエチルターシャリーブチルエーテルの数値に〇・四二三七を乗じて得た数値

(課税対象揮発油に係るエタノールの数量に相当する数量の算出)

- 第十八条 同 上
- 一 バイオエタノールが混和されたもの 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第十条第九項に規定する数値

二 同 上

附 則

(施行期日)

1 | この省令は、令和二年四月一日から施行する。

(沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令の一部改正)

2 | 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令(平成三十一年財務省令第二十号)の一部を次のように改正する。

附 則

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

附 則

この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。